

IAEAの安全基準を遵守

直撃 インタビュー

塩崎恭久 党原子力規制組織に関するPT 座長



日本の原子力行政には「大転換」が必要との認識を述べる塩崎恭久PT座長

原子力行政

国際社会への責任果たす

原発事故を二度と起こさないよう、原子力の安全規制を担う新たな組織づくりを急がなければならぬ。わが党は、政府の原子力規制庁設置法案では、独立性や一元性の観点から全く不十分と考え、対案として国家行政組織法第3条に基づき独立性の高い「原子力規制委員会」を新設する法案を去る4月20日、衆院に公明党とともに提出した。同法案を取りまとめた党原子力規制組織に関するプロジェクトチーム(PT)の塩崎恭久座長に聞いた。

一部に過ぎず、規制庁長官の上には環境大臣がいます。よって、規制権限行使の独立性はもとより、予算や人事、さらには報告権の行使も独自にできないケースも考えられ、安全性の確保に歪みが出ることも懸念されます。

次に、一元性の面では、政府案は核兵器などへの軍事転用をチェックする「保障措置」の業務は規制庁ではなく、文部科学省が担うほか、それ以外の、例えば平時の放射線モニタリングなども、それぞれ所管が異なっています。

海外を見ると、米国はNRC(原子力規制委員会)に一元化されていますし、英国やフランスも、保障措置をEUREXで一元化しているうえ、それ以外についても同じ組織が所管しています。

これを踏まえ、わが党案では原子力規制委員会が一元的に行うこと

メザープ氏が国会の事故調査委員会会で「米国では考えられない」と大統領が決めることではない」と疑問を呈しました。原発事故の際、専門家による技術的判断が求められるところまで政府が介入すると、被害の拡大を招くことになりません。

——3条委員会にすることにより、国の役割はどうなりますか。

塩崎 規制委員会が緊急時に行うのは原子力の安全確保等に限り、それ以外の、自衛隊や消防庁への命令や関係機関に対する支援要請、オフサイト(被災者対応)の分野など、必要な指揮に総理が責任を持つことは変わりません。

また、原発の新設や核燃料サイクルなどのバックエンドを含む原子力政策についても、その所掌は経済産業省や原子力委員会のままです。この場合に規制委員会が、その裁量を極力小さくした上で、デュープロセス(適正手続き)の徹底や規制プロセスの透明化を図ることによって、機能的な組織にしなければならぬでしょう。

——法案提出に当たっての考え方を聞かせてください。

塩崎 IAEA安全基準を遵守できるのは、わが党案以外にありません。政府には、これを丸ごと受け入れるよう求めています。原発は安全性を最優先すべき技術ですから、独立性を高め、余計な政治の介入などを排除する。これこそが歴史的事故を起こした日本が示すべき国家統治の姿ではないでしょうか。

独立性欠く政府の「規制庁」案 3条委員会の「規制委」を新設

PTでは21回に及ぶ議論を重ね、わが党案を取りまとめました。

塩崎恭久・党原子力規制組織に関するPT座長 わが党が最も重視したのは、原子力規制組織についてのIAEA(国際原子力機関)の安全基準を遵守することです。それが不十分だったことが福島原発事故の原因ともいえますから、これに

対策、そして、保障措置等は統合され、同じ組織で所管しなければならぬというものです。

しかし、政府案は原発事故の教訓を生かしておらず、独立性が全く欠如しており、一元性も不徹底な内容です。

——具体的に

塩崎 ま

政府案では原発事故が起きた際、総理が原子力災害対策本部に就き、主務大臣の命令権を超えて指示できることになってしまっています。

塩崎 平時と緊急時とで原子力規制の最終責任者を分けるのは世界の非常識です。英国のONR(原子力規制庁)のウエイトマン長官が昨年6月にまとめた福島原発事故調査報告書の中で、規制機関は緊急時においても他の機関から独立し、不当な圧力を受けないことを保障すべきであると指摘しています。

例えば、当時の菅直人総理が指示した「ベント」についても、米国のNRC元委員長のリチャード

発言録

谷垣禎一 総裁

◆「資質と能力が欠如していることは明らか」

——野田佳彦総理の「2大臣を辞めさせるつもりはない」との発言について

事実だとすれば信じられない対応です。資質と能力が欠如していることは明らかです。職責を全うしてもらおうと言ったのであれば、正常な判断ではありません。少し時間を置けば、的確な判断をせざるを得ないと思います。

〈4月19日(木) 会見〉

石原伸晃 幹事長

◆「政府は自治体に迷惑をかけた」

——北朝鮮のミサイル発射に伴う混乱について

政府の情報伝達の問題、田中直紀防衛大臣のフライング会見等々、かなり問題があり、Em-Net(エムネット)を通じて、誤報とも思われかねない情報を流したことによって、当該自治体の皆さまに迷惑をかけた。この点を、明日の衆参の予算委員会で、政府の対応を質します。

〈4月17日(火) 会見〉

「自身の胸に手を当てれば」

——問責決議案に対し、西大臣とも辞任の意思はないと表明

「自身の胸に手を当てれば、田中大臣は衆参の予算委員会の審議で、途中で答弁に詰まったり、官僚が説明に行ったり、代わり外務大臣が答弁したり、人柄は別にして、国防は国の根幹ですから、国民が安心できる体制をつくっていかねばなりません。ご自身が判断されることです。」

茂木敏充 政務調査会長

◆「任命責任者が辞任を求めべき」

——問責決議案について

田中大臣は明らかに大臣としての能力に欠けます。先週は北朝鮮のミサイル発射への極めて不適切な対応、度重なる国会での言い間違いなど、防衛大臣としての説明能力、緊張感の欠如があります。前田大臣は公職選挙法違反の疑いが強いです。大臣自ら辞任するのが筋です。辞任しないなら、任命責任者の総理が辞任を求めべきです。

〈4月20日(金) 会見〉

◆「自・公で目指すのは、野田内閣の退陣、解散・総選挙」

——公明党の漆原良夫国対委員長との会談について

岸田文雄国対委員長が、わが党の立場と基本的な考え方を話しました。自・公とも目指していくのは、野田内閣の退陣、解散・総選挙に追い込むことで、その目標に向かって、戦略戦術を共に立てて前進していきます。そのことが、日本国にとって一番ためになることを確認しました。

〈4月20日(金) 問責決議案可決後、下がり〉

また、前田武志大臣にしても、国土交通省の封筒、名刺。これは地位を利用した選挙で、誘導ですね。事前運動も禁止されています。「この選挙に、誰が出るから、お願いします」と、この三つがあったものは、公職選挙法違反です。世論がどのような反応をするか、週が明ければ、適切な判断を両大臣もすると思います。

〈4月18日(水) 問責決議案提出後、下がり〉